

不二保育園運営規程

制定日：平成 24 年 4 月 1 日

(事業所の名称等)

第 1 条 社会福祉法人道志会が設置する事業所内保育園の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1) 名称 不二保育園

(2) 所在地 神奈川県綾瀬市早川城山 2-13-5

(事業の目的)

第 2 条 社会福祉法人道志会 不二保育園（以下「当園」という。）は、事業所保育園の適切な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、当園を利用する満 1 歳～3 歳児の子どもに対し、適正な保育を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第 3 条 当園は、適切な内容の保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するためのより良い環境が等しく確保されることを目指す。

2 当園は、子どもの意思及び人格を尊重して、常に子どもの立場に立って保育を提供するよう努める。

3 当園は、家庭との結び付きを重視した運営を行う。

4 当園は、子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、保育士に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(提供する特定地域型保育の内容)

第 4 条 当園は、児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等を遵守し、保育所保育指針に準じ、事業の特性に留意して、子どもの心身の状況等に応じて保育を提供する。

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第 5 条 当園が保育を提供するに当たり、職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 施設長（園長、管理者等） 1人

施設長は、保育の質の向上、職員の資質の向上に取り組むとともに、職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。

(2) 保育士 10名（園長を含む）

保育士は、保育課程及び指導計画の立案をし、その課程及び計画に基づきすべての子どもが安定した生活を送り、充実した活動ができるよう保育を行う。

(3) 事務職員 1人（常勤1人）

事務職員は、当園の事務を行う。

(4) 子育て支援員 1人

子育て支援員は、保育補助を行う。

(5) 栄養士 1人（常勤1人）事業所兼務

栄養士は、子どもの発達段階に応じた乳幼児食、幼児食に係る献立を作成するとともに、当園全般の食育を行う。

(6) 調理員 3人（常勤3人）

調理員は、献立に基づく調理業務及び食育に関する活動を行う。

(7) 嘱託医 1人

嘱託医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、定期健康診断を行う。

(8) 嘱託歯科医 1人

嘱託歯科医は、当園の子どもの心身の健康管理を行うとともに、歯科検診を行う。

(7) 看護師 用務員

事業所内兼務。必要に応じて対応する。

（保育を行う日）

第6条 保育を提供する日は、365日とする。

- 1 当園は、非常災害その他急迫の事情があるときは、特定地域型保育の提供を行わないことがある。

（保育の提供を行う時間等）

第7条 保育を提供する時間は、次のとおりとする。

- 1 当園の開所時間は、次のとおりとする。

(1) 月曜日から日曜日及び祝日 午前9時から午後6時

(利用者負担その他の費用等)

第8条 当園は、事業所が定める額の利用者負担額を子どもの保護者から徴収する。

2 当園は、利用する子どもの利用者負担額を1,350円とし、利用者負担額を保護者から徴収する。

3 無償化の対象者は0歳～2歳児は非課税世帯、3歳児とする。3歳児の給食費(主食+副食)は実費で保護者から徴収する。

(利用定員)

第9条 利用定員は、次のとおりとする。

学年	0歳児	1歳児	2歳児	計
地域枠	10人			10人
従業員枠	10人			10人
合計	20人			20人

・利用定員全体の一割(2名)以上、必ず従業員枠とする。

(利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項)

第10条 当園は、市が行った利用調整により当園の利用が決定されたとき又は保育の実施の委託を受けたときは、これに応じる。

2 保育の提供の開始に際しては、あらかじめ入園のしおりにより、利用する子どもの保護者とその内容を確認する。

3 当園の子どもが次のいずれかに該当するときは、保育の提供を終了するものとする。

(1) 子どもの保護者から当園の利用に係る取消しの申出があったとき。

(2) 市が当園の利用継続が不可能であると認めたとき。

(3) その他、利用継続において重大な支障又は困難が生じたとき。

(緊急時等における対応方法)

第11条 当園の職員においては、保育の提供を行っている子どもに体調の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに当該子どもの保護者又は医療機関への連絡

を行う等の必要な措置を講ずる。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、保護者に連絡するとともに必要な措置を講じる。
- 3 保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

(非常災害対策)

第12条 当園は、非常災害に関する具体的な計画を立て、防火管理者を定め、同建物内の事務所による非常災害時関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するとともに、定期的な避難及び救出その他必要な訓練を実施する。

(虐待の防止のための措置)

第13条 当園は、子どもの人権の擁護、虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、保育士に対し研修を実施する等の措置を講ずるよう努める。

(秘密保持)

- 第14条 当園の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た子ども又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 2 当園は、地域子ども・子育て支援事業を行う機関に対して、子どもに関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により子どもの保護者の同意を得る。

(苦情解決)

- 第15条 当園は、その提供した保育に関する苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じる。
- 2 当園は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。
 - 3 当園は、市からの求めがあった場合は、市が行う調査に協力するとともに、指導又は助言を受けたときは当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
 - 4 当園は、市からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市に報告する。

(安全対策と事故防止)

第15条 当園は、安全かつ適切に質の高い保育・教育を提供するために、事故防止マニュアルを策定し、事故を防止するための体制を整備する。

2 事故発生防止のため、職員に対する研修を実施する。

3 当園、不二保育園アレルギー対応マニュアルを策定し、それに基づき適切な対応に努める。

4 当園は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするとともに、事故発生の現状を解明し振り返りを行い、再発防止の為の対策を講じる。

(健康管理・衛生管理)

第16条 当園では、子どもに対して利用開始時の健康診断及び年に二回の定期健康診断及び歯科検診を実施する。

2 当園は感染症または食中毒が発生、蔓延しないように国の「保育所における感染症対策ガイドライン」に則り、衛生管理を適切に実施し、感染症及び食中毒の予防に努める。

(保護者に対する支援)

第17条 当園は保護者の仕事と子育ての両立等を支援するため、保護者の状況に配慮するとともに、子どもの快適で健康な生活が維持できるよう保護者との信頼関係の構築及び維持に努める。

(記録の整備)

第18条 当園は、保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

(1) 保育の提供に当たっての計画

(2) 保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 保育施設及び保育事業の運営に関する基準を定める

(4) 苦情の内容等の記録

(5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

別表 1 (特定教育・保育の提供に要する実費に係る利用者負担)

項目	内容、負担を求める理由、目的	金額
保険加入に係る保護者負担	園が加入する損害補償保険の保護者負担分	年額 300 円
カラー帽子代	入所時に全員が購入	1100 円
教材費	クレヨン、自由画帳、はさみの購入費用 (制作活動に使用するため)	年間 2000 円

(金額の記載について)

物価の変動等により額が変動する性質のものである場合は、具体的な金額ではなく「実費」と記載することが可能。

付 則

この規程は令和 2 年 1 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は令和 3 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は令和 4 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は令和 6 年 3 月 1 日から施行する。

付 則

この規程は令和 7 年 1 月 1 日から施行する。